

平成25年

上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成25年第3回定例会

第1号(9月18日)

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
斎藤勝男の第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	5
斎藤勝男の第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	5
数馬 尚の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回臨時会結果報告	6
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	6
町長行政報告	9
教育長教育行政報告	9
議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	10
議案第35号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)	11
議案第36号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	12
認定第1号 平成24年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	13
認定第2号 平成24年度上砂川町水道事業会計決算認定について	13
決算特別委員会設置及び付託について	15
報告第3号 平成24年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	15
追加日程について	17
議案第37号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	17
休会について	18
散会の宣告	18

第2号(9月20日)

議事日程	20
会議録署名議員	20

開議の宣告	20
会議録署名議員指名について	20
一般質問	20
齋藤勝男	21
企画振興技師長 佐藤康弘	21
吉川洋	22
企画振興課長 飯山重信	23
議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について（原案可決）	24
議案第35号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）（原案可決）	24
議案第36号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（原案可決）	24
議案第37号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について（原案可決）	24
調査第3号 所管事務調査について（許可）	25
派遣第2号 議員派遣承認について（承認）	25
追加日程について	25
意見書案第5号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための 意見書（原案可決）	25
意見書案第6号 道州制導入に断固反対する意見書（原案可決）	26
意見書案第7号 地方財政の拡充に関する意見書（原案可決）	27
意見書案第8号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（原案可決）	27
意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」 の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算 編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（原案可決）	28
意見書案第10号 2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める要望意見書（原案 可決）	30
閉会の宣告	31

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.18	9.20
1	伊 藤 充 章	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○
3	吉 川 洋	○	○
4	斎 藤 勝 男	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	高 橋 成 和	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	大 内 兆 春	○	○
9	堀 内 哲 夫	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.18	9.20
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	林 智 明	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 振 興 課 長	飯 山 重 信	○	○
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○	○
税 務 出 納 課 長	永 井 孝 一	○	○
教 育 次 長	前 田 厚	○	○
企 画 振 興 課 技 師 長	佐 藤 康 弘	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.18	9.20
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○

平成 2 5 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 8 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 2 4 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 会期決定について
9 月 1 8 日～9 月 2 0 日
3 日間
第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議
会臨時会結果報告（斎藤議員）
3) 第 2 回砂川地区広域消防組合議
会臨時会結果報告（斎藤議員）
4) 空知中部広域連合議会第 2 回定
例会結果報告（数馬議員）
5) 石狩川流域下水道組合議会第 2
回臨時会結果報告（議長）
6) 例月出納検査結果報告（6・7
・8 月分）
第 4 町長行政報告
第 5 教育長教育行政報告
第 6 議案第 3 4 号 北海道後期高齢者医
療広域連合規約の変更について
第 7 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度上砂川
町一般会計補正予算（第 2 号）
第 8 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度上砂川
町下水道事業特別会計補正予算（第
1 号）
※ 議案第 3 4 号～第 3 6 号まで
は、提案理由・内容説明までとす
る。
第 9 認定第 1 号 平成 2 4 年度上砂川
町一般会計及び特別会計決算認定に

ついて

- 第 1 0 認定第 2 号 平成 2 4 年度上砂川
町水道事業会計決算認定について
※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に
付すべき理由・内容説明までとし
特別委員会に付託。
第 1 1 決算特別委員会設置及び付託につ
いて
第 1 2 報告第 3 号 平成 2 4 年度上砂川
町財政健全化判断比率等の報告につ
いて
(追加日程)
第 1 3 議案第 3 7 号 特別職の職員の給与
の特例に関する条例の制定について
※ 提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

6 番 高 橋 成 和
7 番 横 溝 一 成

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただ
いまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 25 年第 3 回
上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開
会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、高橋議員、7番、横溝議員を指名いたします。よろしく願います。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月20日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付していただいておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告と第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告について報告を求めます。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 平成25年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成25年6月17日月曜日午前10時よりでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件につきましては、議案第1号 平成25年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算について、議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、続けてお願いします。

○4番（斎藤勝男） 平成25年第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成25年6月17日月曜日午前10時30分よりでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件につきましては、議案第1号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について。

結果につきましては、慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告について報告を求めます。数馬議員。

○5番（数馬 尚） 平成25年空知中部広域連合議会第2回定例会が平成25年8月22日木曜日午前10時から空知中部広域連合広域介護予防支援センターで開催されましたので、ご報告いたします。

議件につきましては、議案第8号 監査委員の選任について、議案第9号 監査委員の選任について、議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて、認定第1号 平成24年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成24年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決

算の認定について、認定第3号 平成24年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成24年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第3号 平成25年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成25年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 平成25年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成25年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）、議案第7号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例。

結果といたしまして、慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、石狩川流域下水道組合議会第2回臨時会結果報告については、私から報告いたします。

石狩川流域下水道組合議会について、標記の件につきまして、平成25年石狩川流域下水道組合議会第2回臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。平成25年8月27日火曜日午前11時10分。

場所につきましては、滝川市総合福祉センター2階集会室。

議件でございます。議案第2号 滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例、議案第1号 平成25年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）、議案第3号 工事請負契約に係る協定の締結について、議案第4号 石狩川流域下水道組合長の専決処分事項の指定について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の

6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成25年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりですが、その他3件について報告させていただきます。

1件目として、町営住宅の住宅再編に係る経過と今後の対応について報告いたします。町営住宅の空戸再編方針につきましては、平成23年10月18日並びに昨年の7月30日開催の全員協議会におきまして説明しているところでありますが、改めてその後の経過についてご説明いたします。

東町地区におきましては、平成23年11月に住民説明会を開催し、用途廃止についてご理解をいただきましたが、現在も42世帯の方が入居しており、そのうちの11世帯におきましては入居希望の空戸待ちをしている状況となっておりますが、現時点で移転場所の希望を示していない方々もおられますので、今後ニーズ調査を行い、平成27年3月末までの移転完了に努めてまいります。

次に、下鶉地区であります。昭和44年、46年建設の住宅につきましては、当初は12棟全てを用途廃止する計画でありましたが、地理的に利便性がよいことに加え、住民の方々から存続要望がありましたことから、造成する場所を確保した上で一部の住宅を残すこととし、平成24年8月に住民説明会を開催し、5棟20戸に集約化を図ったところであります。

次に、緑が丘団地ですが、資料ナンバー1-1をごらん願います。集会所西側に建設されているピンク色に囲まれている23棟90戸について

用途廃止とするものであります。また、集会所東側に位置する緑色と黄色点線のエリア内の住宅は、26棟108戸に対し64戸の入居となっていることから、あらかじめ自治会役員の方々と協議を進め、冬期間の除排雪や駐車スペースを確保するため、そのほとんどが空戸である緑色に囲まれた旧棟30戸を用途廃止し、黄色エリア内の住宅を残すこととし、8月18日に住民説明会を開催し、ご理解いただいたところであります。緑が丘地区内での集約は、34戸の転居者に対し18戸の移転先確保にとどまるため、不足いたします住宅にあっては町内他地区の空戸を優先し、提供するものであります。

次に、鶉地区であります。資料ナンバー1-2をごらん願います。改良住宅の昭和50年と51年建設の住宅につきましては老朽化が著しく、空戸率も高いことから、当初は15棟80戸全てを用途廃止する予定でありましたが、自治会役員の方々と協議によりまして、利便性のよい町道沿いの黄色エリア内の一部住宅を残すこととし、8月20日に住民説明会を開催したところであります。青色エリア内の5棟26戸とあわせまして、ピンク色エリア内の昭和51年建設住宅の5棟24戸につきましては、河川による水害の危険性が極めて高いことから用途廃止するものであります。このことにより、鶉地区での集約にあっては、16戸の転居者に対し黄色点線で囲った区域に38戸の移転先住宅の確保を図られ、全町的な対策も可能となることから、東町転居者も含め順次移転をお願いするものであります。

なお、緑が丘地区及び鶉地区ともに平成28年3月31日までに移転完了を目指すもので、期間までに町内転居を終えた場合の措置として従前同様引越し代相当額としての移転後の住宅使用料について10万円まで減免するほか、新たに生じる敷金2カ月分の免除措置を講じるものであり、現時点で16戸の年度内移転の希望があり、住宅改修費等につきまして補正予算にて計上しておりますの

で、ご審議賜りたいと思います。

このたびの2つの地域の用途廃止は42棟176戸となりますが、このことにより全体の公営住宅の管理戸数が1,287戸から947戸となり、空戸戸数は371戸から31戸となるところであり、今後におきましても状況変化を見きわめ適正管理に努めまるとともに、用途廃止の住宅にありましては国の助成制度措置や町の財政状況を勘案しつつ逐次整理してまいりたいと考えますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

次に、2件目として消防庁舎の建てかえ及び役場庁舎等公共施設の耐震補強について報告いたします。

初めに、現消防庁舎ですが、昭和34年に建設以降現在に至っており、各所老朽化も著しく耐震基準を満たしていないことから、今年度当初より町内遊休施設の転用を視野に入れながら、旧JAMICの管理棟の活用について消防庁舎とした際のレイアウトや車庫などの附帯設備を含め検討を重ねてきたところであります。その結果、必要な内部の改修や外壁の補修、また消防大型車両のための車庫の新築、さらには実施設計費などを含めますと、総額で約3億5,000万ほどの多額な経費を要することが判明したところであり、改修工事に係る補助制度がないことから、JAMIC施設への移転を根本から見直し、近隣での庁舎建設例も参考としつつ有利な補助起債を活用しながら新たに建てかえを行う方策をとることとし、平成26年度に実施設計、平成27年度に工事着手の計画で今後建設場所も含め砂川地区広域消防組合とも協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

次に、役場庁舎の耐震化についてであります。現在の庁舎は、本館は昭和31年に、西館は昭和54年にそれぞれ建設された建物で、平成5年に建設された東館を除きまして、いずれも建築基準法により昭和56年以前の耐震基準を満たさない建物であります。しかしながら、大規模な災害発生

の際、対策本部を立ち上げ、被災箇所の状況確認や被災者の把握、指示、命令の伝達などに欠かすことのできない拠点となりますことから、消防庁舎の移転と並行しまして、年度当初より耐震改修の検討を重ねてまいりましたが、災害時の人命救助など極めて緊急性の高い初動体制の必要性を考えるに、ただいま申し上げました消防庁舎の建てかえを優先することが求められるものであり、住民の安全確保に資する施設整備の後、議員各位のご意見などを伺いながら役場耐震化事業を検討してまいりたいと考えております。

なお、当面の間、この後の補正予算でご審議いただきますが、懸案であります本館屋根のすが漏り及び落雪への対策など、最低限の修繕を施し、庁舎の維持、延命を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、災害時の拠点避難施設として既に小中学校体育館の耐震化を終え、現在町民センター、体育センターの耐震化、大規模改修を進めているところですが、国においては本年11月をめどに全国の公共施設の耐震化のさらなる促進を目的に、耐震改修促進法の一部改正を予定しており、その中で地方公共団体の指定避難場所についてもその耐震診断を義務づけ、結果を公表することとしておりますことから、今後未耐震となっております双葉保育園ほか各町生活館の指定避難所を含め全体的な見直しのもと、必要に応じて順次公共施設の耐震化を進めることで災害に強い安全、安心なまちづくりを目指してまいり所存でありますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、3件目として特別養護老人ホーム入居者預かり金に係る調査結果について報告いたします。

本件につきましては、本年3月29日開催の全員協議会におきまして一部経過について報告をいたしました。平成23年8月に入所者の家族から平成22年6月に生じた200万円の出金について、家

族が関与していないとの申し出があり、当時の係長から事情聴取など調査を行い、他の家族から出金の申し出があり応じたものである旨を家族に説明をいたしました。理解を得られず、返還されればよしとのことで返還を求められ、渡した家族を調査することなく返還に応じてしまい、私的な着服は否定しておりましたが、結果として勝手な出金を認める形となったところであります。

この報告を受け、町といたしましては直ちに専門家に相談したところ、家族が納得して受け取っており、一応解決したと解釈できるものであり、現時点で明確に使い込んだと断定はできない以上、処分は見合わせるべきとのことであります。引き続き当該職員から状況調査を行っていましたが、その後病気により入院治療となったため調査は中断し、処分保留となっていたところであり、当時の認識の甘さから調査や真相解明、当該処分等に時間を費やし混乱を招くこととなり、心よりおわびを申し上げる次第でございます。

こうした状況の中、平成24年12月ごろに本件について家族より道に対しまして調査の申し出があり、道の特別監査の対象となりまして、町におきましても本年3月15日に弁護士などによる独自の第三者調査委員会を立ち上げ、不透明な出金の解明調査に取りかかったところであります。調査については、平成20年度から平成24年の5年間を対象とし、調査したものでありまして、結果として平成22年5月から平成23年1月までの間に申し出の家族のほか新たな家族を含め総体で7件、302万円の家族が関与もしくは受領していない使途不明金が発見されたものであります。このことから、原因究明をすべく当時の係長の生活環境を含め調査した結果、消費者金融等からの借り入れや特別な資金需要はなく、私的流用したとは認められないものの、本人の供述にある他の入所者の介護料や日用品費に充てたとのことも実証されず、これら出金した行為は非違行為であり、加えて領収書のコピーについても自分で作成し、偽造が行われ

ていたものであり、懲戒処分は免れない旨の報告を受けたところであります。

この使途不明金については、個人より全額弁済されておりますが、このような非違行為を行った当時の係長に対し厳正なる処分を科すものとし、本日18日付で懲戒免職を行うとともに、当時の関係者にありましても責めを負うべきもので、当時の上司につきましても監督責任及び預かり金取り扱い規程の不遵守による職務怠慢行為等々により懲戒処分を行うものであります。また、今般の不祥事を重く受けとめまして、私自身も町長としての管理監督不行き届きの責めを負うものとしたしまして、同様に副町長にあっても行政処分を科し、その責任を明確にするものとして関係条例を本定例会に提出いたしておりますので、ご審議賜りますようお願いするものであります。改めまして、本件の調査や真相解明、処分等が長引いてしまい、関係者並びに町民の皆様や町議会議員の皆様に対しましても多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

最後に、このような事件が再び起こらないよう、職員の意識改革と組織の管理体制の一層の強化と公金等の取り扱い規程によるチェック体制の強化に努めまして、町民の皆さんも町及び職員に対する信用、信頼回復に努めてまいりますことを申し述べ、このたびの不祥事につきまして重ねまして心からおわび申し上げ、行政報告とさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。林教育長。

○教育長（林 智明） 教育行政報告を申し上げます。

平成25年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付しており

ます報告書のとおりであります。全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果につきましてご報告申し上げます。

資料ナンバー2をご参照願います。全国学力テストにつきましては、平成19年度に全員参加方式で実施され、4回目となる平成22年度から3割抽出方式に変更されましたが、本年度の調査は全員参加方式で実施されたところであります。本年度の調査につきましては、4月24日に小学校6年生と中学校3年生を対象に全国一斉に実施され、調査科目は昨年度初めて導入された理科は実施されず、従来の国語と算数、数学でいずれも基礎問題を問うA問題と知識を活用するB問題が実施されたところであります。

なお、今回の調査に合わせまして家庭の経済状況等を把握する保護者アンケートにつきましては本町は抽出されませんでした。

本町の調査結果につきましては、資料に記載しておりますように、中学校の一部の科目で改善が見られたものの、小中学校いずれの科目においても前年度の調査より落ち込み、依然として全国の平均正答率を大きく下回っている状況にあります。小学校では、国語A、B問題ともに漢字を読む、漢字を書くなど、全てにおいて前年度を下回り、朝読や漢字の書き取りなどの朝学習、放課後のサポート授業などを徹底して行い、少しでも全国平均に近づけるよう対応してまいります。また、算数につきましては、A、B問題ともに全ての項目において前年度を下回っておりますので、現在配置されている算数、数学の巡回指導教員を含め複数の教員による授業における役割分担を徹底して基礎学力の向上を図っていきたくと考えております。

一方、中学校では国語A問題の漢字を読むにつきましては、朝読などにより前年度より18%伸びて効果が出てきておりますが、漢字を書くにつきましては前年度より20%落ち込んでおりますので、今後におきましても漢字の書き取りなどの朝

学習を徹底し、少しでも全国平均に近づけるよう対応してまいります。また、数学につきましては、基礎問題を問うA問題では一部改善が見られたものの、知識を活用するB問題においては前年度より6%落ち込み、いずれも全国平均を大きく下回っている状況にありますので、教育委員会といたしましてはテストの結果が公表されました8月28日に臨時校長会を開催いたしまして、小中学校に対しテストの結果を分析し、生徒に合わせた指導や放課後等に個別指導を行うなどして学力の底上げを図るよう指示したところであります。

また、学力テストに合わせ実施された児童生徒の生活実態を把握する児童生徒アンケート調査におきましては、1日どのくらい家で勉強するのかなどの問いに1時間以上勉強する割合は、小学校では全国平均が63.2%に対しまして、本町は45%、全くしないというのが30%となっており、中学校におきましても全国平均が68.6%に対し10.5%、全くしないが52.6%と全国平均を大きく下回っている状況にあり、1日家で何時間テレビゲームをするのかなどの問いに対しましては、4時間以上テレビゲームをしている割合が小学校では全国平均が7.5%に対し35%、中学校におきましても全国平均が7.3%に対し21.1%と、全国平均を大きく上回っている状況にあり、家では勉強よりもテレビゲームをする時間が長いなど生活習慣の改善が求められています。また、毎日朝食を食べているのかなどの問いには、小学校では全国平均が88.7%に対し75%、中学校におきましても全国平均が84.3%に対し73.7%といずれも10%以上下回っており、食育の観点からも家庭のご理解とご協力が不可欠であります。学力の向上には、学校の授業はもとより家庭の学習が大変重要でありますので、学校を通して保護者に対し、本年度配付した家庭学習の手引を活用させ、家庭学習の習慣化を図るとともに、今後においても教育委員会、学校、家庭が一体となって学力向上に努めてまいりたいと考えております。

北海道におきましては、平成26年度の全国学力テストまでに全国平均を上回る目標を掲げておりますが、本町といたしましては現在学校で行っている朝学習の充実や放課後、夏休み、冬休み期間を利用した補充的な学習サポートの回数増のほか、教育委員会で行っている放課後子ども教室の充実など、できることから一つ一つ実施し、学力の向上を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎議案第34号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合の構成市町村に係る負担金の規定を改めるため、規約を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第34号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づく広域連合規約の変更に関する

ものでございます。

変更の内容であります。住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、構成市町村が広域連合へ負担する共通経費の規定から外国人登録原簿の規定を削るため規約の内容を変更するもので、構成する各自治体において議会の議決後、知事への許可を得るものであります。

なお、本規約の変更につきましては、平成26年度以後の負担金から適用するもので、平成25年度以前の負担金につきましては変更前の規定となるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附則

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。

2 改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第35号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、議案第35号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第35号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案の理由を申し述べますの

で、ご審議くださるようお願いいたします。

平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,730万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年9月18日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第35号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、19款町債3,840万円の追加で、4億1,490万円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金840万円の追加で、4,290万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が4,680万円の追加で、29億1,730万円となります。

2、歳出、2款総務費857万円の追加で、5億858万4,000円となります。

1項総務管理費857万円の追加で、4億4,448万2,000円となります。

3款民生費133万円の追加で、5億6,341万2,000円となります。

2項児童福祉費133万円の追加で、6,446万2,000

0円となります。

4 款衛生費110万の追加で、1 億8,783万6,000円となります。

2 項清掃費110万円の追加で、1 億648万円となります。

7 款商工費200万円の追加で、6,097万4,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費3,380万円の追加で、3 億493万5,000円となります。

2 項道路橋りょう費580万円の追加で、9,708万6,000円となります。

3 項住宅費2,800万円の追加で、1 億420万9,000円となります。

歳出合計が4,680万円の追加で、29億1,730万円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、下鶉うぐいす団地擁壁改修事業。限度額2,660万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利債に借換することができる。下鶉公営住宅水洗化事業、1,180万円、同上、同上、同上。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、総務管理費、5目財産管理費552万3,000円の追加で、4,476万2,000円となります。11節需用費でございますが、町長行政報告でも申し上げましたが、役場本館の屋根の一部ふきかえのほか、旧JAMICの地下水の排水設備改修等を行うため552万3,000円を追加するものでございます。

9目諸費284万7,000円の追加で、504万3,000円となります。23節償還金利子及び割引料の追加に

つきましては、自立支援給付費にて利用回数等の減少によりまして精算還付金284万7,000円を計上するものでございます。

11目地域振興費20万円の追加で、893万円となります。お手元に配付しております資料ナンバー3をごらん願います。上砂川自治会連絡協議会創立50周年記念事業の概要であります。上砂川自治会連絡協議会につきましては、本年創立50周年を迎えるに当たりまして、資料に記載のとおり記念式典を11月7日に産業活性化センターにおいて開催する予定となっております。その他、記念誌発行事業もあわせまして、総額45万の事業費に対しまして20万円を補助するものでございます。

予算書6ページにお戻り願います。民生費、児童福祉費、2目保育所費133万円の追加で、1,761万7,000円となります。11節需用費で保育所ストーブの修繕料として40万円を追加するものでございます。18節備品購入費につきましては、滅菌保管庫、除雪機等の更新をするため93万円を計上するものであります。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費110万円の追加で、7,239万4,000円となります。11節需用費の修繕料でございますが、最終処分場におけるプロアモーター、移送ポンプ等の修繕料といたしまして110万円を計上するものでございます。

商工費、商工費、1目商工振興費200万円の追加で、2,615万1,000円となります。お手元に配付しております資料ナンバー4をごらん願います。19節負担金、補助及び交付金200万円の追加でございますが、商工会議所補助金といたしましてプレミアムつき商品券発行事業の概要でございます。町内全域における消費拡大誘導による地域経済の浮揚と活性化を図るため商工会議所が行うプレミアムつき商品券発行事業に対しまして補助するものでございます。2番の事業の概要でございますが、これまでのプレミアムつき商品券同様、1万2,000円分の商品券を1万円で1,000セット販売するもので、発行総額は1,200万円となるもの

でございます。商品券の購入限度につきましては、昨年同様に多くの町民の方に利用してもらえよう1世帯につき最大5セットとし、昨年は7月中旬から販売しておりましたが、本年度につきましては10月中旬に商工会議所において販売する予定となっております。販売時間につきましても、⑨に記載のとおり午前9時に500セットと午後12時30分に500セットの2回販売することとしております。使用期限につきましては、平成26年3月31日までとするもので、町広報10月号及びPRチラシにより住民周知を行うこととしております。このたびの割り増し部分の特典200万円につきまして補助するため予算計上するものでございます。

予算書へお戻り願います。土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費580万円の追加で、9,708万6,000円となります。工事請負費でございます。下鶉うぐいす団地擁壁改修追加工事500万円の追加につきましては、本年工事を発注、着工したところ、既存擁壁を撤去いたしましたところ、当初予定していない土砂の移動が確認されたことから、これらを取り除き周辺への安全対策を講ずるため設計変更し、追加するものでございます。東鶉スロープ、手すり設置工事でございます。お手元に配付しております資料ナンバー5をごらん願います。東鶉スロープ、手すり設置工事でございますが、町道鶉北線から道道への歩行者道及び手すりの設置工事といたしまして、鶉北線から鶉プール前の信号機まで、長さ16メートル、幅1.5メートルの歩行者道を設置し、舗装工事とあわせて、傾斜があることから手すりを設置するものでございます。また、現在職員住宅から旧球場前まで歩行者道は設置されてございますが、こちらにつきましても舗装工事を行い、さらに傾斜がございましたので、新たに手すりを設置するため工事請負費といたしまして80万円を計上するものでございます。

予算書へお戻り願います。土木費、住宅費、1目住宅管理費1,550万円の追加で、6,297万4,000

円となります。先ほど町長行政報告において説明をさせていただきましたが、町営住宅の住宅再編に伴います移転用住宅の内部改修経費等といたしまして1,550万円を追加するものでございます。

2目公営住宅建設費1,250万円の追加で、4,123万5,000円となります。昨年住宅集約を行いました下鶉地区町営住宅5棟20戸につきまして、水洗化工事を行うため1,250万円を追加するものでございます。

続きまして、5ページ、歳入であります。2、歳入、町債、町債、2目土木債3,840万円の追加で、4,490万円となります。1節公営住宅債1,180万円の追加につきましては、歳出でご説明いたしました下鶉公営住宅水洗化事業に係る起債の計上でございます。2節道路橋りょう債2,660万円につきましても、歳出でご説明いたしました下鶉うぐいす団地擁壁改修事業に係ります当初計上分と合わせました起債の計上によるものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金840万円の追加で、4,290万円となります。前年度繰越金を充当いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第36号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第36号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第36号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,543万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年9月18日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第36号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、6款町債450万円の追加で、5,200万円となります。

1項下水道事業債、同額であります。

歳入合計が450万円の追加で、1億5,543万円となります。

2、歳出、1款下水道費450万円の追加で、3,452万6,000円となります。

1項下水道整備費450万円の追加で、3,005万2,000円となります。

歳出合計が450万円の追加で、1億5,543万円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、下水道事業債。限度額450万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその

債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利債に借換することができる。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目下水道建設費450万円の追加で、1,870万円となります。15節工事請負費450万円の追加につきましては、町長行政報告並びに一般会計、歳出、補正予算にてご説明いたしました。下鶴公営住宅の水洗化工事に伴いまして、同地区内に污水管渠布設工事といたしまして計上するものでございます。

歳入に参ります。2、歳入、町債、町債、1目下水道事業債450万円の追加で、5,200万円となります。3節下水道事業債450万円につきましては、歳出で計上いたしました污水管渠布設事業の起債の計上によるものでございます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

○議長(堀内哲夫) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号 認定第2号

○議長(堀内哲夫) 日程第9、認定第1号及び日程第10、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成24年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成24年度上砂川町下水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました認定第1号並びに認定第2号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

認定第1号 平成24年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成24年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号であります。認定第2号 平成24年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成24年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております平成24年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページをお開き願います。平成24年度上砂川町各会計決算。

平成24年度各会計当初予算は、第6次町づくり

計画に基づき、経費の縮減を図りつつ限られた財源の有効かつ効率的な活用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに配慮した予算計上を行ったところがあります。平成24年度においても人件費の削減措置を継続し、町長で20%、副町長、教育長で15%、職員給与及び議員報酬では3%の削減を実施したところであります。積立金、基金でございますが、こちらにつきましては地方交付税や諸収入などの増収により財政調整基金等へ2億2,000万円ほどを積み立て、年度末基金残高は22億6,000万円ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきましては、町税で前年度比458万6,000円増の1億6,404万6,000円、地方交付税は前年度比2,131万5,000円増の17億3,899万8,000円、国庫支出金は中央団地建設事業補助金等の減収により前年度比1億8,005万円減の1億3,880万1,000円、町債は同じく中央団地建設事業や臨時財政対策債などの減収により前年度比1億6,459万9,000円減の1億6,849万1,000円となり、歳入総額で29億7,061万2,000円の決算となっております。

次に、歳出であります。扶助費で障害者自立支援費等の増加により前年度比2,800万2,000円増の2億7,646万9,000円、公債費で償還終了により前年度比1,457万2,000円減の4億4,475万4,000円、投資的経費で中央団地建設事業や除雪車更新事業などの減少により前年度比2億9,799万円減の1億3,974万円となり、歳出総額で29億2,015万2,000円の決算で、歳入歳出差し引き、実質収支で5,046万円となるものであります。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成23年度で臨時財政対策債を含め87.3%でありましたが、平成24年度では1.6ポイント増の88.9%となりました。これは、維持補修費や補助費等の増によるものであります。財政力指数につきましては、過去3年平均で11.2%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財

源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足を生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、平成24年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、下表のとおりでございます。各会計決算額の表であります。単位につきましては1,000円となっております。一般会計では、歳入で29億7,061万2,000円、歳出で29億2,015万2,000円となり、差し引き5,046万円となっております。特別会計でございますが、8特別会計合計で歳入が10億4,207万8,000円、歳出で10億4,191万9,000円となり、差し引き15万9,000円となるものでございます。全会計の合計では40億1,269万円の歳入に対し、39億6,207万1,000円の歳出で、差し引き5,061万9,000円となったところであります。

なお、3ページから5ページまでにつきましては、各会計決算の主な内容をまとめておりますので、後ほどごらんをいただきたくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第11、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 平成24年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成24年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査を含めこれに付託し、審査することにいたしたいと

思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査を含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります高橋議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせにより、総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には数馬総務文教委員長、副委員長には吉川総務文教副委員長を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。また、決算特別委員会には、これらの資料等を使用いたしますので、お忘れのないように必ず持参願いたいと思っております。

◎報告第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、報告第3号 平成24年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告に

ついて議題といたします。

報告理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第3号 平成24年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成24年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、報告第3号 平成24年度上砂川町財政健全化判断比率等について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー6をごらん願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率と将来負担比率の4つの財政指標から成るもので、資金不足比率にありましては地方財政法上企業会計として位置づけられる会計が対象となり、本町にありましては下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道事業会計の3特別会計が該当するものでございます。

各指標の内容でございます。初めに、実質赤字比率でございますが、普通会計の決算における赤字の割合を示す指標で、本町にありましては一般会計、診療所会計、土地取得会計の3会計に係るもので、この3会計での実質収支は5,046万円の

黒字決算となっていることから、平成23年度同様赤字比率につきましてはゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、普通会計とそれ以外の各特別会計における赤字比率をあらわしますが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率につきましてもゼロとなっております。

実質公債費比率は、公債費等の支出に係る一般財源の負担割合を示すもので、平成23年度では11.6%で、平成24年度では0.7ポイント増の12.3%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、全会計の公債費残高に対する一般財源の負担額、一部事務組合の公債費残高に対する負担額、職員が全員退職したと仮定した場合の退職手当組合への負担額等により算出され、平成23年度では49.5%となっておりますが、平成24年度では公債費残高の減少や充当可能基金保有額の増加によりまして前年度より6.1ポイント減の43.4%となる見込みであります。

次に、資金不足比率であります。本町の場合、平成23年度同様下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道会計の3会計の比率が求められるもので、各会計ごとに20%以上になりますと早期健全化団体となり、財政健全化計画と同様、議会の議決を必要とする経営改善計画の策定を求められるものであります。資金不足比率につきましては、各会計の事業規模に対する資金不足比率によりまとめられ、資金不足額の算出方法は3特別会計ごとに異なり、下水道事業特別会計では決算における歳入歳出の差し引きで算出され、24年度決算では一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、資金不足比率はゼロとなっております。土地開発造成事業につきましては、公債費の残高と未分譲地に係る土地の時価評価額との差し引きで算出され、土地の時価評価額につきましては固定資産評価額をもとに算出しており、土地の時価評価額が公債費残高を上回っていることから、資金不足比率はゼロとなるものであります。

水道事業会計は、未収金と未払い金の差し引きで算出されますが、未収金につきましては水道料金の未納金や一般会計からの繰り入れが含まれ、未払い金を上回っていることから、資金不足はゼロとなっております。

本町の財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、すべて国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を図ってまいりたいと考えております。

以上、説明とさせていただきますが、このたびの報告につきましては、今後国や北海道との協議等により比率が変更することもあり、暫定値として報告するものであり、住民に対する公表につきましても、昨年同様町広報及び町ホームページにおいて行うこととしております。総務省におきましては、10月上旬にこの暫定値について公表を行う予定となっており、確定値につきましては11月下旬から12月上旬にかけて公表が行われる予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。1、財政健全化判断比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。区分、上砂川町の比率、実質赤字比率ゼロ、連結実質赤字比率ゼロ、実質公債費比率12.3、将来負担比率43.4。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、下水道事業特別会計、資金不足比率ゼロ、経営健全化基準20.0。土地開発造成事業特別会計、ゼロ、20.0。水道事業会計、ゼロ、20.0。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第3号 平成24年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に議案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎議案第37号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第37号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第37号 特別職の職員の給与の特例に関する条例について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

特別職の職員の給与の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、さきの行政報告で申し述べさせていただきましたが、本町職員による上砂川町特別養護老人ホーム入所者預かり金に関する不適切な事務処理に伴い、町長及び副町長

の給料月額を減額するため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第37号について内容の説明をいたします。

このたびの条例制定につきましては、先ほど町長行政報告並びに提案理由にもございましたが、このたびの特別養護老人ホーム預かり金において不祥事があり、大変ご迷惑をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。

このたびの事案に対しまして、行政の責任者として管理監督責任を明らかにし、みずからを律するため、本年10月分の給料1カ月分につきましては、現在の給料月額から30%に相当する額の減額処分を科すものであります。また、副町長においても同様に管理監督の不行き届きの責めを負うものとして、10月分の給料1カ月分を30%に相当する額の減額をするものであります。これによりまして、既に独自削減といたしまして、町長で20%、副町長で15%の給料削減を行っておりますが、このたびの減額と合わせまして町長で50%、副町長で45%の減額となるものでございますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、このたび不祥事を起こしました当該職員につきましては懲戒免職といたしましたが、当時の上司につきましても管理不行き届きと職務怠慢により10%、3カ月の減給処分を科しておりますことを申し上げ、内容の説明とさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

それでは、本文に入らさせていただきます。特別職の職員の給与の特例に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、特別職の職員の給与に関

し、特例を定めるものとする。

（給料の特例）

第2条 平成25年10月における町長及び副町長の給料の額は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）第4条及び別表の規定並びに特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例（平成17年上砂川町条例第4号）第3条の規定にかかわらず、町長にあっては月額433,000円、副町長にあっては月額384,000円とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日19日を休会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日19日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、20日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（散会 午前11時24分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 横 溝 一 成

平成 2 5 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 2 0 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 5 2 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 3 4 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 4 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 3 7 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
※ 議案第 3 4 号～第 3 7 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 7 調査第 3 号 所管事務調査について
- 第 8 派遣第 2 号 議員派遣承認について
(追加日程)
- 第 9 意見書案第 5 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
- 第 1 0 意見書案第 6 号 道州制導入に断固反対する意見書
- 第 1 1 意見書案第 7 号 地方財政の拡充に関する意見書
- 第 1 2 意見書案第 8 号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書
- 第 1 3 意見書案第 9 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実

など 2 0 1 4 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

- 第 1 4 意見書案第 1 0 号 2 0 1 4 年 4 月からの消費税増税の実施中止を求める要望意見書

○会議録署名議員

6 番 高 橋 成 和
7 番 横 溝 一 成

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 2 5 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 4 条の規定によって、6 番、高橋議員、7 番、横溝議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問を行います。

ます。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 齋藤勝男議員

○議長（堀内哲夫） 4番、齋藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（齋藤勝男） 私は、第3回定例議会において通知いたしております、件名、町道鶉北線（東鶉5町内地区）大雨時道路冠水による建物床下浸水防止対策及び現地調査の実施について質問をさせていただきます。

常日ごろより行政におかれましては、町民の安全で安心な住みよい町づくりにおける防災力向上への数々の施策実現や実施に向けてのご努力に対して、まず心より敬意を申し上げます。

行政として該当地域の地形は十分ご承知のこととは思いますが、北側部分は急斜面の多い山で、南側部分は半分以上が旧鉄道線路地が高く、町道が低くなっており、特に山側より雨水が流入しやすい地形となっております。

同町道につきましては、南北2本の排水溝が設置されており、排水溝整備事業として平成17年度から22年度間において全長432メートルにわたり北側部分が既に排水量アップの改修整備がなされておりますが、近年多発する異常気象にて想定外と言われていた各種の災害は、想定外でなく当たり前の状況となっております。

当町においても、ことしに入って短時間における集中豪雨が既に4回以上発生し、そのうち8月の24日、同月25日と2日間連続で排水溝満水により同町道該当地域内において約30分から40分間道路上15センチほど冠水し、低い建物等が床下浸水の被害を受けております。

今後ますます異常気象や台風等による降雨量増大が毎年続くことが予想され、排水能力の基準への見直しを検討する必要があると思われま

す。た、該当地域住民の不安解消、浸水にて冬期間における凍結による建物への影響、通学児童や高齢者の歩行安全確保のためにも全体的に老朽化の激しい南側排水溝改修を含む低地建物への浸水防止策等、抜本的な対策を求める声が寄せられております。

防止対策実施につきましては、中長期的な計画が必要とされますが、行政として計画立案のお考えがあるかどうかお伺いいたします。

また、計画立案への第一歩として該当地域住民を交えた現地調査実施のお考えもあるかどうかについてお伺いいたします。

以上、答弁をお願い申し上げ、私の質問といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの4番、齋藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 4番、齋藤議員のご質問、町道鶉北線（東鶉5町内地区）大雨時道路冠水による建物床下浸水防止対策及び現地調査の実施についてお答えいたします。

初めに、ご質問の町道鶉北線の排水側溝の状況についてご説明いたします。町道鶉北線は、南側に幅30センチメートルのU字側溝と北側に幅40センチメートルのU字側溝が道路の両側に整備されておりましたが、北側の山林急斜面からの排水能力を高めることを目的に、議員のご質問にもございましたとおり、平成17年度から22年度までの6年間の年次計画により口径500ミリメートルの円形側溝を435メートルにわたり改修整備を行ってきたところであります。改修した側溝は、設計に当たりまして道路側溝の標準的な基準値であります1時間当たりの雨量が40ミリメートルまでの流下能力を要した500ミリメートルの口径を採用し、整備前の幅40センチメートルのU字側溝と比較しますと、流下能力が1.4倍に改善されておりますとともに、ふたがない一体型の特殊構造でコンクリートふたの破損などの影響を生じない形状とな

っております。

全国的に多発している局地的な大雨は本町においても発生し、近年短時間に30ミリメートルから50ミリメートルの降雨が観測されており、議員のご指摘にもございましたが、8月24日から25日にかけて52.2ミリ、翌26日にも33.6ミリの降雨を観測し、排水能力の許容範囲を超えた雨水排水が道路に冠水し、さらには町道が北側へ向けて勾配が低くなっていることから、低い土地への流入、浸水が発生したところであります。大きな要因といたしましては、短時間に局地的な降雨の頻度がふえていることと、東鶉から5町内の3カ所の山林急斜面からの大雨による雨水が集中したことにより、処理能力を超えた雨水排水が道路に冠水したものと考えられております。

質問のありました今後の浸水防止対策と該当地域住民を交えた現地調査の実施についてであります。職員が現地に出向き、地形上の問題の影響の再点検と降雨時の現地の状況確認や建物へ与える影響などの実態も含め、可能な限りの現地調査を行うとともに、同地区の住民からの聞き取り調査を行い、今後の異常気象に対応し得る防止対策や応急的な措置なども含め広く対応策について検討を進め、地域住民の不安解消と通学児童、高齢者等の歩行者の安全確保に努めてまいります。

今後におきましては、近年の気象変動による台風や集中豪雨などの想定外の異常気象に即応していくために全町的な安全確保の見直しと防止対策を検討するとともに、排水ますなどの清掃作業や維持管理の徹底と降雨時の町内巡回の強化を図ってまいりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（斎藤勝男） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉川 洋 議員

○議長（堀内哲夫） 次、3番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（吉川 洋） 9月定例会に際しまして、私から誘致企業撤退後の工場の建築物について質問させていただきます。

三井石炭閉山直後に本町の経済の立て直しと雇用の確保のため、行政当局を初め、関係機関の努力の結果、大変多くの企業が誘致をされ、進出してきました。しかしながら、残念なことにその後の経済環境の悪化等、諸事情により撤退もしくは廃業を余儀なくされた企業もあります。このようなことから、撤退後の工場建築物が放置をされ、荒れ放題となっているものも見受けられるところであります。中でも本町地区の旧保育園跡の工場、また鶉本町の旧ボウリング場跡の工場については、誰もが勝手に建築物内に侵入ができ、また既に一部においては倒壊をしているような状態であります。このまま放置をし、もし子供らが興味本位に中に侵入をしてけがなどをしては大変なこととなるように考えられ、大変憂慮しているところでございます。

特に鶉本町のボウリング場跡の道路沿いに立っているサインポールに使われているボウリングのピンについては、設置後、ボウリング場のオープン当時からあるかと思われませんが、40年以上が経過をしているというふうに考えられます。その一部については、よく見てみますと腐食が進んでおり、ここに何らかの力が加わったときには倒壊もしくは転倒があるように思われ、設置をしている場所等を考えますと、もし倒壊をした場合には間違いなく大惨事が起きるのではないかなというふうに予測をされるところであります。

もちろん一番には現在の所有者の方が管理保全をしなければならないというのが当たり前かと思いますが、危険性を認識しながら放置を続けていて、もし何らかの事故が起きた場合、町としても見過ごすことができないのではないかなというふう

に思われるところでございます。できることならば、事前にこれらの強度検査等を行い、結果によっては必要な措置をとるべきと思いますが、町としてこの点についてどのようにお考えになっておられるのかお聞きをして、私の質問とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、吉川議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） 3番、吉川議員のご質問、誘致企業撤退後の工場の建築物についてお答えいたします。

ご質問の趣旨は、町内の企業において事業撤退後、長い年月の間、企業が使用していた工場などの建築物がそのまま放置され、腐食により危険な状態となっている構造物もあり、何らかの措置をするべきではないかとのことで、町の対応について問われていると思いますが、最初に鶉本町旧ボウリング場跡の工場の経緯について触れさせていただきます。

ご質問の工場については、昭和47年にボウリング場として建築され、ボウリング場閉鎖後、平成2年に菓子製造業の企業が建物を購入し、菓子類の製造事業を行っていましたが、平成12年には経営状況の悪化により事業を停止し、工場は閉鎖されたところです。その後、工場などの施設については、所有者である企業において特段の管理が行われておらず、議員のご指摘のとおり放置されたままとなっております。また、この企業にありましては、本町の旧若葉保育園跡地においても工場を設置し、鶉本町の工場同様に菓子製造業を営んでいましたが、平成14年から経営状況の悪化により休業状態となり、一旦は事業の再開の意向を示しておりましたが、そのまま撤退となったところであり、工場についても鶉本町の工場と同様放置されている状況となっております。

このように町内において企業が撤退後、使用していた工場など、その所有者である企業が解体せ

ず、そのまま放置し、安全上問題がある状況が見受けられることから、町民や地域の安全、安心の確保と生活環境の保全を図るため、空き家等の監視、所有者などに対して責務を明らかにするとともに、放置され、管理不全な状況となった空き家等に対する措置について必要な事項を定めた上砂川町空き家等の適正管理に関する条例を平成24年9月に制定したところであり、この条例に基づき、空き家や空き工場の管理についてその所有者へ指導、命令などの手続を進めていることとしております。

現在旧若葉保育園敷地にある工場については老朽化が著しく、福祉、医療センターや分譲団地が隣接し、極めて危険であるため、所有者には解体するよう再三申し入れをし、また町条例に基づく命令などを行っておりますが、工場内の機械等の備品について所有者が変更している可能性があり、複雑な状況となっておりますことから、弁護士と相談をしながら対応しているところでございます。また、旧ボウリング場跡の工場について、旧若葉保育園の工場と同じ所有者と思われませんが、この工場についても所有者が変更されている可能性もありますことから、早急に所有者の調査をするとともに、サインポールについてはボウリング場建設時に設置されたと思われ、設置後40年を経過していることから、サインポールの状況を把握し、所有者に腐食等による倒壊など事故が起こらないよう申し入れをするとともに、工場についても建物内への侵入防止策として出入り口などの閉鎖を行うよう強く所有者に申し入れるなど、町として可能な限りの手だてを講じ、事故の未然防止に努めてまいりたいと考えておりますが、個人の所有物に町が対策を講じることは所有者などの財産権にかかわる複雑な問題であり、無断で行うことができず、その所有者の承認、承諾のもとでの作業となり、町条例の規定に基づく対応を講じる場合でも条例に定められた所定の手続があることから若干の時間を要しますが、早急に所有者を

特定し、その所有者に対し適正な管理や解体などの所有者としての責務を求めながら事故が発生しないよう対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第34号 議案第35号 議案第36号
議案第37号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第34号から日程第6、議案第37号については既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第35号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第36号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成25年度上砂川町

下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第37号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、派遣第2号 議

員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案6件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、意見書案第5号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 大内 兆 春 伊藤 充 章

意見書案第5号

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重

要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けてまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、意見書案第6号道州制導入に断固反対する意見書について議題といたします。

8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○8番（大内兆春） 道州制導入に断固反対する

意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 横溝一成 数馬尚

本文に入ります。

意見書案第6号

道州制導入に断固反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」と決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町民や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食

料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 道州制導入に断固反対する意見書については、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、意見書案第7号

地方財政の拡充に関する意見書について議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 地方財政の拡充に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 大内 兆春 川岸 清彦

意見書案第7号

地方財政の拡充に関する意見書（案）

政府・総務省は、「地方公務員の国に準じた給与削減の要請」を行い、地方交付税等の一方的な削減を行うとともに、削減措置の進捗状況を調査・公表するなど、地方自治を侵害する給与引き下げの「強制」を行った。

公務員賃金の引き下げは、地域経済をますます疲弊させることにもなる。

地方6団体も、国の一方的な地方交付税削減に対して「地方自治の根幹に関わる問題」として反対の声明を公表している。

しかし政府は、地方からの強い反対にもかかわらず、今後、国の要請どおりの給与削減を行わなかった自治体に対し、起債の同意権や特別地方交付税などを使ったペナルティ措置を行うことを否定していない。また、2014年4月以降も「賃金削減措置」を検討し、地方交付税の算定に「行革」の進捗状況を反映させるなどの制度改悪も行おうとしている。

よって本議会は、国に対し、地方自治の本旨に基づき、地方財政の拡充を図るよう、下記の事項について強く要望する。

記

1. 地方交付税の削減や、行革を反映させる算定方式の導入など地方交付の制度改悪を行わず、地方財政を拡充すること。

2. 地方公務員給与7.8%削減相当分を地方交付税に復活させること。

3. 起債同意権や特別交付税などを使った地方自治への介入を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 地方財政の拡充に関する意見書については、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第8号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、意見書案第8号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書について議題といたします。

4番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（斎藤勝男） 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様
提出議員 齋藤勝男
賛成議員 高橋成和 伊藤充章
本文拝読いたします。

意見書案第8号

若い世代が安心して就労できる
環境等の整備を求める意見書(案)

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現をめざし、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。

記

1. 世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めること。
また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。
2. 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化

すること。

3. 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及・拡大する環境整備をすすめるとともに、短期間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。
4. 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第9号

○議長(堀内哲夫) 日程第13、意見書案第9号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について議題といたします。

大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○8番（大内兆春） 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 斎藤勝男 川岸清彦

本文に入ります。

意見書案第9号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。また、義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/2へ復元するなどの拡充が必要である。

文科省は、40人学級を見直し、35・30人学級の実現をめざした「新・教職員定数改善計画」を策定し、2011年度から小学校1年生の35人学級を実現している。

学校現場においては教職員の拡充は喫緊の課題

となっており、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施と学級基準編制及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」など引き続き計上されたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在している。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要である。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など下記の項目について、教育予算の確保・充実をするよう意見する。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 文科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。
当面、小学校2年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第10号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、意見書案第10号 2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める要望意見書について議題といたします。

川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める要望意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様
提出議員 川岸清彦

賛成議員 数馬 尚 吉川 洋
本文に入ります。

意見書案第10号

2014年4月からの消費税増税の 実施中止を求める要望意見書（案）

2014年4月から消費税率を8%に引き上げるかどうか、国民の暮らしと日本経済にとって重大問題になっています。

どの世論調査をとっても、多くの国民が消費税増税を予定どおり実施することに反対しています。将来の消費税増税が必要と考えている方の中にも、今は引き上げるべきでないという意見は少なくありません。国民の意志を無視して大增税の道を突き進むことは許されません。

今、長期にわたって国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために景気が悪化する深刻な「デフレ不況」が続いています。こんな時に消費税を増税すれば、消費を冷え込ませ日本経済を一段と危機に陥れてしまいます。その結果、消費税以外の税収を減らして、財政はむしろ悪化させてしまうことは明らかです。

政府試算でも「消費税により本格的なデフレ脱却には時間がかかる」という結果がでています。

よって、政府において、国民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税の来年4月からの増税を中止するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号 2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める要望意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、平成25年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。どうぞ苦労さまでした。

（閉会 午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 横 溝 一 成

